

第5回 「ゼロ災トライアル100」重点実施事項

労働災害につながる危険性を減らし、100日間無災害を達成するため、参加事業場は次の事項を重点とした安全衛生管理活動を実施する。

1 関係者へのトライアル参加の周知

- (1) 事業場トップは、「ゼロ災トライアル100」に参加したことを、参加証の掲示、社内ニュースへの掲載、会議の開催など有効な手段を活用して、全従業員に対して宣言し、周知を行う
- (2) 従業員に対して、作業標準の遵守、不安全行動の禁止など労働災害防止への取り組みを呼びかける
- (3) 従業員の家族、関係取引先などに幅広く周知し協力を要請する

2 従業員の安全衛生意識高揚のための取組

- (1) 安全衛生旗の掲揚、ポスターの掲示、カウントダウン表の掲示、ゼロ災ワッペン・リボンなどの着用、標語の募集・掲示、安全衛生関係資料の配付、安全衛生ビデオの鑑賞、安全衛生ニュースの発行、安全衛生大会の実施、安全衛生表彰などの実施
- (2) リスクアセスメントの実施
- (3) 朝礼、危険予知、ヒヤリハット、4S(5S)、安全衛生提案、災害事例研究などの実施
- (4) 作業標準の周知など安全衛生教育の実施
- (5) 安全衛生パトロールと安全衛生点検の実施
- (6) 作業開始前の準備体操の実施

3 安全衛生管理体制の確立と安全衛生管理の実施

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者などの選任と職務の履行
- (2) 安全衛生委員会の設置運営と法定事項の審議
- (3) 安全衛生管理規定の作成と整備

4 災害防止対策の実施

- (1) 高所からの墜落・転落災害の防止
- (2) 機械設備によるはさまれ・巻き込まれ・切れ災害の防止
- (3) クレーン、車両系建設機械、荷役運搬機械などによる災害の防止
- (4) 転倒災害の防止
- (5) 飛来・落下、崩壊・倒壊災害の防止
- (6) 交通労働災害の防止

5 健康障害防止対策の実施

- (1) 熱中症の防止
- (2) 腰痛予防
- (3) 化学物質による健康障害の防止
- (4) 粉じん障害の防止
- (5) 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止
- (6) メンタルヘルス対策
- (7) 受動喫煙の防止